平成２５年（再イ）第９号
熊本市中央区渡鹿１丁目16番７―22号
再生債務者　猿渡　俊二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月30日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第１６号
埼玉県春日部市大枝876番地４
再生債務者　三木　　聡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月30日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第９号
奈良県橿原市五井町85番地の８
再生債務者　岡本　公作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月26日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（再イ）第４４号
相模原市南区相武台団地２丁目１番５―11号
再生債務者　三浦　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月30日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再イ）第１７号
埼玉県上尾市大字上尾下1044番地６
再生債務者　鳥塚　隆雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第６号
神奈川県鎌倉市山ノ内1082番地　ウインディ北鎌倉102
再生債務者　桐生　麗子（旧姓櫻井）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第９号
福井市馬垣町板垣境503―２　レジェンドⅡ202
再生債務者　岩居佐緒美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月29日　　福井地方裁判所

平成２５年（再イ）第８号
兵庫県宝塚市平井１丁目８番７号
再生債務者　朝　　智哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月30日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第７号
福島県本宮市青田字花掛14番地15
再生債務者　徐山俊浩こと　徐　　俊浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２４年（再イ）第１２号
鳥取県米子市河岡129番地６
再生債務者　澤田　秀幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再イ）第９３号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目22番３号　カームスクエアＢ202号
再生債務者　中村　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２号
愛知県蒲郡市旭町５番８号
再生債務者　中橋　秀行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（再イ）第６号
山口県防府市岩畠１丁目23番35号
再生債務者　友弘　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日　　山口地方裁判所

平成２５年（再イ）第１号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷1754番地１
再生債務者　恩田　欣弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月31日　山口地方裁判所岩国支部

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第305号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成25年８月12日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成25年７月９日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲
0262	有限会社名古屋精機製作所 愛知県名古屋市中川区三ツ池町二丁目35番地	有限会社名古屋精機製作所　校正室 愛知県名古屋市中川区三ツ池町二丁目35番地	質量	全部失効